

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	長野看護専門学校
設置者名	一般社団法人長野市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程 (看護)	第1看護学科	夜・通信	92単位	9単位	
	第2看護学科	夜・通信	64単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに記載 https://www.nagano-kango.ac.jp/department/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	長野看護専門学校
設置者名	一般社団法人長野市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>学校運営会は、つぎの事項について審議する。</p> <p>(1) 学則又は、諸規定の制定・改廃に関する事。</p> <p>(2) 教育方針及び教育計画に関する事。</p> <p>(3) 学校の予算及び決算に関する事。</p> <p>(4) 学生の募集及び入学に関する事。</p> <p>(5) 学生の身分に関する事。</p> <p>(6) 学校の施設及び設備に関する事。</p> <p>(7) その他学校運営に関する事。</p> <p>(参照：各種会議に関する規程)</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
長野市医師会常務理事	2023. 7. 1 ～ 2025. 6. 30	第1看護学科担当委員会 委員長
長野市医師会常務理事	2023. 7. 1 ～ 2025. 6. 30	第2看護学科担当委員会 委員長
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	長野看護専門学校
設置者名	一般社団法人長野市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>*シラバスの作成過程</p> <p>「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」および「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」に則り、本校の教育理念、教育目的、教育目標に基づき、カリキュラムを編成している。</p> <p>長野看護専門学校学則施行細則 第7条～第14条(第1看護学科・第2看護学科共通)</p> <p>第7条 学則第8条別表1(第2看護学科は別表2)の科目毎の規定時間の3分の2以上を出席し、その科目試験、臨地実習に合格した者に単位を認定する。</p> <p>第9条 2 科目試験の評価は、1科目100点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>4 評価基準は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="598 1137 1008 1348"> <tr> <td>S</td> <td>90～100点</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>80～90点未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70～80点未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60～70点未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>60点未満</td> </tr> </table> <p>・12月～1月：カリキュラムに関する会議を設け、次年度の授業内容、講師、テキスト等の授業計画書を策定。</p> <p>・1月：講師依頼(シラバス作成を含む)</p> <p>・3月：シラバスを取りまとめ各学科で各学年の履修要覧(教育理念、教育目的、教育目標、教育内容、教育課程進度の考え方等も記載されたもの)作成。</p> <p>・4月：在校生には始業時、新入生には入学後、履修要覧を配布。</p> <p>*シラバスの公表時期</p> <p>・4月</p>		S	90～100点	A	80～90点未満	B	70～80点未満	C	60～70点未満	D	60点未満
S	90～100点										
A	80～90点未満										
B	70～80点未満										
C	60～70点未満										
D	60点未満										
授業計画書の公表方法	ホームページに記載 https://www.nagano-kango.ac.jp/department/										

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

・成績評価および履修認定については下記の規定により定める。
単位習得の認定は、平素の学習態度、学力試験及び実習成績を総合して行うものとする。単位の履修認定は、学則第8条別表1別表2の科目毎の指定時間の3分の2以上を出席し、所定の授業科目を履修し、科目試験、臨地実習の評価により行う。

科目試験の評価は1科目100点とし、60点以上を合格とする。

臨地実習の評価は実習科目毎に行いC以上を合格とする。

上記成績評価の方法基準により、厳格かつ適正に履修認定を実施している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・長野看護専門学校学則施行細則 第7条～第14条

(第1看護学科・第2看護学科共通)

第7条 学則第8条別表1(第2看護学科は別表2)の科目毎の規定時間の3分の2以上を出席し、その科目試験、臨地実習に合格した者に単位を認定する。

第9条 2 科目試験の評価は、1科目100点とし、60点以上を合格とする。

4 評価基準は以下のとおりとする。

S	90～100点
A	80～90点未満
B	70～80点未満
C	60～70点未満
D	60点未満

第12条 3 実習成績の評価は、実習指導者及び専門領域ごとに担当する専任教員が評価し、最終的な評価は専任教員が行う。評価基準は以下のとおりとする。評価は、C以上を合格とする。

S	90～100点
A	80～90点未満
B	70～80点未満
C	60～70点未満
D	60点未満

・学則等には定めてはいないが、学生の学修動機づけに活用する目的で、各科目の評価は実習も含めGPA制度を導入している。GPAの算出方法は以下のとおり。

合否区分	評価	評点	グレートポイント
合格	S	90点～100点	4.0
	A	80点～89点	3.0
	B	70点～79点	2.0
	C	60点～69点	1.0
不合格	D	59点以下	0.0

$$GPA = \frac{(A \text{ 科目 } GP \times \text{科目単位数}) + (B \text{ 科目 } GP \times \text{科目単位数}) + (C \text{ 科目 } GP \times \text{科目単位数}) \dots}{\text{総履修単位数}}$$

上記算出方法により、GPAの数値を算出している。

- ・年度末にはGPAに基づき、学生指導を行っている。
- ・講師会議にて成績の評価に関することを協議している。
- ・臨地実習指導者会議にて臨地実習成績評価に関することを協議している。

客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページに記載。 https://www.nagano-kango.ac.jp/greeting/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ディプロマポリシー</p> <p>本校では、以下に示す能力を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。</p> <p>第1 看護学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間を総合的に理解し、相互に人間として尊重できる能力 2. 専門職業人としての姿勢と倫理観 3. 専門知識・専門技術を基盤とし地域の人々へ看護を実践する能力 4. 論理的・科学的思考に基づいた問題解決能力 5. 保健・医療・福祉チームの中で協働・調整する能力 6. 専門職業人として、学習力を備え、自己研鑽できる能力 <p>第2 看護学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生命に対する畏敬の念と他者に対する誠実で思いやりのある態度 2. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として個別に理解できる能力 3. 人々の健康と生活を自然・社会・文化的環境との相互作用の中で影響されることを理解する能力 4. 人々の多様な価値観を認識し共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践でき、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力 5. 人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力 6. 変化する社会の中で、保健・医療・福祉の連携を学び、チーム医療を実践するために必要な社会資源が活用できる基礎的能力 7. 健康や障害の状態に応じた看護を実践できるための基礎的能力 <p>長野看護専門学校学則第11条（卒業）</p> <p>第1看護学科・第2看護学科の卒業は、第8条に定める授業科目の全ての単位を修得した者について、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。</p> <p>3 欠席日数が各学年に出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。</p> <p>卒業の認定に関する方針や学生の修得単位数等を踏まえ、卒業を認定しています。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページに記載 https://www.nagano-kango.ac.jp/greeting/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	長野看護専門学校
設置者名	一般社団法人長野市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	長野市医師会事務局において、閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	長野市医師会事務局において、閲覧可能
財産目録	長野市医師会事務局において、閲覧可能
事業報告書	長野市医師会事務局において、閲覧可能
監事による監査報告（書）	長野市医師会事務局において、閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	第1看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	105 単位	79 単位	3 単位	23 単位		
			105 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		89 人	2 人	11 人	93 人	104 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）										
（概要） ・授業形態：講義、演習、実習 ・授業内容：各科目のシラバス ・年間計画：各学科のカリキュラム運行表										
成績評価の基準・方法										
（概要） ・シラバスの評価方法に基づき、学則施行細則第7条～第14条の規定により成績評価を実施している。 ＜科目試験・実習評価＞										
<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>S</td> <td>90～100 点</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>80～90 点未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70～80 点未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60～70 点未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>60 点未満</td> </tr> </table>	S	90～100 点	A	80～90 点未満	B	70～80 点未満	C	60～70 点未満	D	60 点未満
S	90～100 点									
A	80～90 点未満									
B	70～80 点未満									
C	60～70 点未満									
D	60 点未満									
*D判定は不合格。但し、再試験は最大2回、再実習は1回を限度として受けることができる。										

・GPA 制度を導入			
合否区分	評 価	評 点	グレードポイント
合格	S	90 点～100 点	4.0
	A	80 点～89 点	3.0
	B	70 点～79 点	2.0
	C	60 点～69 点	1.0
不合格	D	59 点以下	0.0
卒業・進級の認定基準			
(概要) 卒業：出席日数が 3 分の 2 以上あり、全ての履修単位を修得した者を対象に学則第 11 条の規定により認定している。			
学修支援等			
(概要) ・学年担当制を実施。学習や就職等の個別面談を随時実施。 ・成績低迷者に対しては、個別に時間をとり学習支援を実施。教務会議にてその学生にあった指導の検討をし、統一した指導を行っている。 ・国試対策担当教員を決め学習指導を実施。 ・スクールカウンセラーの配置。(週 1 日、15:45～17:45 の時間帯で予約を受け、予約がない時もカウンセリング室にて待機し、相談できる体制をととのえている。)			

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
31 人 (100%)	0 人 (0%)	30 人 (96.8%)	1 人 (3.2%)
(主な就職、業界等) 医療機関 (県内 30 名)			
(就職指導内容) ・毎年 3 月、本校にて就職ガイダンスを実施 (市内を中心とした医療機関の担当者が、希望する学生に向けて施設や福利厚生などを説明。) ・インターンシップの推奨 (2 年次には複数箇所インターンシップに参加するように指導) ・学内に就職コーナーを設け、情報が得られるようにしている。 ・学年担当、教務主任を中心に就職相談に応じている。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、専門士、赤十字救急法救護員			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
100人	9人	9.0%
(中途退学の主な理由) ・体調不良、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・教務主任による学生との面談、休学をした場合は定期的に面談をし、学生の様子を把握。時には保護者を交えた面談を実施。最終的には副学校長による退学意思の確認。 ・進路について悩んでいるときは、休学を勧め、環境を変えるように指導。 ・スクールカウンセラーの活用。		

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		医療専門課程	第2看護学科	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼	(1、2年生) 69 単位 (3年生) 73 単位	[3年生] 57 単位		[3年生] 16 単位	
			[1、2年生] 49 単位		[1、2年生] 2 単位	
		1、2年生：51 単位 3年生：73 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120人		83人	0人	8人	60人	68人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
(概要) ・授業形態：講義、演習、実習 ・授業内容：各科目のシラバス ・年間計画：各学科のカリキュラム運行表	
成績評価の基準・方法	
(概要) ・シラバスの評価方法に基づき、学則施行細則第7条～第14条の規定により成績評価を実施している。 <科目試験・実習評価>	
S	90～100点
A	80～90点未満
B	70～80点未満
C	60～70点未満
D	60点未満
*D判定は不合格。但し、再試験は2回、再実習は1回を限度として受けることができる。	

・GPA 制度を導入			
合否区分	評 価	評 点	グレードポイント
合格	S	90 点～100 点	4.0
	A	80 点～89 点	3.0
	B	70 点～79 点	2.0
	C	60 点～69 点	1.0
不合格	D	59 点以下	0.0
卒業・進級の認定基準			
(概要) 卒業：出席日数が 3 分の 2 以上あり、全ての履修単位を修得した者を対象に学則第 11 条の規定により認定している。			
学修支援等			
(概要) ・ 学年担当制を実施。学習や就職等の個別面談を随時実施。 ・ 成績低迷者に対しては、個別に時間をとり学習支援を実施。教務会議にてその学生にあった指導の検討をし、統一した指導を行っている。 ・ 国試対策担当教員を決め学習指導を実施。 ・ スクールカウンセラーの配置。(週 1 日、15:45～17:45 の時間帯で予約を受け、予約がない時もカウンセリング室にて待機し、相談できる体制をととのえている。)			

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
22 人 (100%)	0 人 (0%)	22 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 医療機関 (県内 20 名、県外 2 名)			
(就職指導内容) ・ 毎年 3 月、本校にて就職ガイダンスを実施 (市内を中心とした医療機関の担当者が、希望する学生に向けて施設や福利厚生などを説明。) ・ インターンシップの推奨 (2 年次には複数箇所インターンシップに参加するように指導) ・ 学内に就職コーナーを設け、情報が得られるようにしている。 ・ 学年担当、教務主任を中心に就職相談に応じている。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、専門士			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
79人	1人	1.27%
(中途退学の主な理由) ・体調不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・教務主任による学生との面談、休学をした場合は定期的に面談をし、学生の様子を把握。時には保護者を交えた面談を実施。最終的には副学校長による退学意思の確認。 ・進路について悩んでいるときは、休学を勧め、環境を変えるように指導。 ・スクールカウンセラーの活用。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
第1看護学科	150,000円	650,000円	440,000円	施設設備費、教材費
第2看護学科	100,000円	450,000円	320,000円	施設設備費、教材費
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
第2看護学科：本校看護学科からの推薦入学者は入学金が免除。 第1、2看護学科共通：日本学生支援機構 給付奨学金の予約採用者および在学採用申請者は猶予願の提出によって、前期授業料の納入を猶予する。その期間は、在学採用申請者の審査結果が判明後、学校が指定するまでの期間とする。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに記載 https://www.nagano-kango.ac.jp/environment/
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) ・学校関係者評価委員会の構成 実習病院看護部長、地元市保健福祉部医療連携推進課課長、県看護協会支部長、地域住民代表、卒業生代表、保護者代表 ・学生、保護者、卒業生(卒後1年目)アンケートの結果を含め、自己点検・自己評価委員会(副学校長、教務主任3名、事務局長)にて、学校の自己評価を行い、その後、学校関係者評価委員会を開催して、自己評価の結果について委員の方々から意見をいただき、学校運営等の改善を図る。 ・評価項目として、教育理念、学校運営、教育活動、学修支援、学生支援、教育環境、学生受入れ募集、財務、法令等の遵守、社会・地域貢献などの10項目がある。 ・学校評価委員会を年1回開催予定。 ・ホームページにて公開し、実習施設や地域、保護者との連携を深め、学校運営に関心を持っていただく機会としたい。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
長野松代総合病院看護部	2024. 6. 1 ～ 2026. 5. 31	実習病院看護部長 就職先
長野市保健福祉部医療連携推進課	2024. 6. 1 ～ 2026. 5. 31	学校がある自治体
実習病院 勤務 卒業生	2024. 6. 1 ～ 2026. 5. 31	卒業生代表
芹田地区住民自治協議会	2024. 6. 1 ～ 2026. 5. 31	学校がある地域住民
保護者代表	2024. 6. 1 ～ 2026. 5. 31	保護者代表
長野県看護協会長野支部	2024. 6. 1 ～ 2026. 5. 31	看護職能団体
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに記載 https://www.nagano-kango.ac.jp/environment/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.nagano-kango.ac.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H120320100152
学校名	長野看護専門学校
設置者名	一般社団法人長野市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		11人	—	11人
内 訳	第Ⅰ区分	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				11人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）
--	---------	---

	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)			
年間	0人	前半期		後半期

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人

年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
G P A等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。